

# 放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

日本放送協会放送受信料免除基準付則第3項「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置」※に該当しますので、以下の放送受信契約について、2か月間の放送受信料の免除の申請をします。

※詳細はこちらにてご確認ください (<https://pid.nhk.or.jp/j/igvovsvomenivo>)

<b>申請日</b>		年		月		日		※本社様にてご一括で申請をしてください。															
申請者	法人名等 (屋号・雅号)																	印					
	住所 (会社の本社所在地等)	〒		都道府県		区市郡												電話番号					
	代表者名	担当者名		所属等		メールアドレス																	
	お客様番号																						

## 1. 本社を代表とすご契約で、複数のご契約を一括でお支払いいただいている場合

次のとおり希望される場合は、□にチェックしてください（1. に該当する場合は、2. のご記入は不要です。）

代表契約で支払いを一括しているすべての放送受信契約の受信料免除を希望します。

## 2. 本社を代表とすご契約で、複数のご契約を一括でお支払いいただいていない場合

該当する放送受信契約を全てご記入ください（ご記入がない場合、免除になりませんのでご注意ください。）

放送受信契約	お客様番号 (不明の場合は空欄で構いません) ※ハイフンは不要です。	契約者名義	所在地	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			

※ご記入欄が足りない場合は、本紙をコピーしてご利用ください。

※記載していただいた個人情報は放送受信料の契約・収納のほか、免除基準の適用、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。

### 免除申請にあたっての留意点

- 申請にあたっては、「持続化給付金」給付通知書のコピー（「宛名」と「通知内容」の両面）を同封のうえ、申請いただきますようお願いいたします（同封がない場合、免除のお手続きが完了いたしません）。
- 免除の期間は、NHKに免除の申請をした月とその翌月（2か月間）です。ただし、受信機を設置した月に、放送受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月（2か月間）となります。
- すでに放送受信料をお支払いいただいている場合は、次回のご請求開始月を2か月繰り下げさせていただきます。ご返金を希望される場合は、恐れ入りますが、免除申請後すみやかに、本社所在地のNHK「ご相談窓口」までご連絡いただきますようお願いいたします (<https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html>)。
- 個人事業主の方におかれては、事業所等住居以外の場所に設置された受信機の放送受信契約が免除の対象となることにご留意ください。
- ご契約内容が不明の場合は、本社所在地のNHK「ご相談窓口」までお問い合わせください。
- 申請内容が、NHKのご登録内容と異なる場合等、ご担当者様にお問い合わせをさせていただくことがございます。

